



2023年12月8日

各位

会社名 岩崎通信機株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 彰吾
(コード：6704、東証スタンダード)
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 時田 英典
(TEL. 03-5370-5111)

株主による新株式発行の差止め仮処分の申立てに関するお知らせ

当社が2023年11月30日開催の取締役会において決議いたしました、あいホールディングス株式会社を割当先とした第三者割当による新株式の発行（以下「本新株式発行」という。）について、当社の株主から当該新株式発行の差止請求に係る仮処分の申立てがなされましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 差止め請求に至った経緯

当社は、2023年11月30日付け「第三者割当による新株式発行、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、本新株式発行を実施することを決議しております。

これに対し、当社株主より2023年12月7日付けで、本新株式発行を差止める仮処分命令の申立てが東京地方裁判所に行われ、当社は、本日、当該仮処分命令申立書等を受領いたしました。

2. 仮処分の申立てをした株主の概要

(1)	名 称	株式会社スノーボールキャピタル
(2)	所 在 地	東京都港区虎ノ門12番13号
(3)	代表者の役職・氏名	白石陽一
(4)	所 有 株 式 数 (所 有 比 率)	30,100株 (0.30%)

(注) 1 所有株式数の割合は現時点の発行済株式数 (10,080,344株) から自己株式数 (39,100株) を除いた株式数 (10,041,244株) を用いて算出しております。

3. 申立てがあった年月日

2023年12月7日

4. 申立ての内容

(1) 申立てがなされた裁判所

東京地方裁判所

(2) 申立ての対象

本新株式発行を仮に差止めること。

(3) 申立ての理由

当社が受け取った仮処分命令申立書によれば、2023年11月30日開催の当社取締役会において決議され

た、第三者割当増資による本新株式発行について、取締役が自己に有利に支配権を変動させることを主要な目的としてなされたものであり、著しく不公正な方法による発行であること等を理由として申立てを行ったとのことです。

5. 今後の見通し

申立ての内容については現在精査中ではありますが、当社の主要製品であるビジネスホン市場は成熟期を迎えており、当社単独では大きな成長を企図することが困難な経営環境に置かれていることを踏まえ、今後、当社の企業価値を継続的に発展させていくためには、電子計測事業の海外展開や受託生産ビジネスの強化を通じた情報通信事業の強化等が必要であり、本新株式発行はこれらの諸施策実施のための資金調達を目的としており、また、本新株式発行により支配権の変動は生じず、本新株式発行は支配権を変動させる目的との申立人の主張は著しく誤っていると考えております。

当社といたしましては、申立てが認められる理由はないと考えており、本新株式発行の適法性・正当性を主張し対処してまいります。

(参考) 2023年11月30日決議の第三者割当増資の概要

(1) 払込期日	2023年12月18日
(2) 発行新株式数	普通株式4,900,000株
(3) 発行価額	1株につき758円
(4) 調達資金の額	3,714,200,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によりあいホールディングスに割り当てます。

※詳細は、2023年11月30日付け当社プレスリリース「第三者割当による新株式発行、並びに主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」を参照してください。

以上